

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	学校施設の使用許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町立小中学校管理規則第 34 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町立小中学校管理規則第 34 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町立小中学校管理規則 （使用） 第 34 条 校長は、学校教育上支障がないと認めるときは、学校の施設、設備を社会教育その他公共のために使用させることができる。ただし、長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。 2 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日